

玉野市入札ガイドライン（建設工事等）

1. 入札の基本事項

契約・財産管理課が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札参加者は、入札、公告、入札説明書、設計書、図面及び仕様書並びにその他の書面を熟読のうえ、適正な積算を行い入札してください。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めてください。

また、入札参加者は技術者等の人員配置等の状況や、その他の理由から請け負うことができないと判断した場合は電子入札締切日までに、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）に「辞退」を登録してください。

なお、辞退を理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

2. 入札指名について

（1）地元企業優先発注について

原則として、市内業者及び準市内業者※1を選定します。ただし、近隣の市内業者及び準市内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、その他の業者へ対象を拡大します。

※1 市内業者及び準市内業者

・市内業者とは、市内に本社を有するものをいう。

・準市内業者とは、市内に建設業法に定める支店若しくは営業所を有するもののうち従業員として市内在住者5人以上を含む10人以上を雇用し、かつ、本市に法人市民税を納入しているものをいう。

なお、玉野市に登録をしていなかったものが、新しく市内業者及び準市内業者として登録する場合は毎年1月の登録期間に申請を行い、要件を満たせば登録年の4月から入札参加資格を有します。

また、すでに市内業者及び準市内業者であるものが、年度の途中で本社及び支店等の移転により登録の変更がある場合は、変更登録の申請を受付けます。その後、申請に基づく実態調査等で要件を満たしていることが確認できたものは、年度途中でであっても変更を認めることとします。

ただし、年度途中の変更登録は、市内間及び市外への本社及び支店等の移転に限るものとし、市外からの移転については対象とはなりません。

なお、申請後、要件の確認ができるまでの間は、指名を控えることとします。

（2）合冊入札及び水道施設工事の入札参加要件について

合冊工事及び水道施設工事の入札参加要件を次のとおり変更します。

ア 合冊工事については「水道施設工事登録要件*」（*玉野市指定給水装置工事業者であること。配水管技師又は配水管技能者、かつ給水装置工事主任技術者を常勤で

雇用していること。)を満たすものとします。

イ 口径 500mm 以上の耐震継手管等を使用する水道施設工事については入札参加資格において(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径登録)がある配水管技能者の雇用を資格要件とします。

(3) 等級の種類及び標準発注金額について

等級	総合数値	発注の基準となる金額	
		土木、建築、水道施設工事	その他工事
A	800 点以上	12,000 万円以上	6,500 万円以上
B	720 点以上	6,000 万円以上 12,000 万円未満	4,000 万円以上 6,500 万円未満
C	660 点以上	3,000 万円以上 6,000 万円未満	2,000 万円以上 4,000 万円未満
D	620 点以上	1,000 万円以上 3,000 万円未満	1,000 万円以上 2,000 万円未満
E	620 点未満	1,000 万円未満	1,000 万円未満

備考

- 1 指定業者であって、建設工事の請負又は測量、建設コンサルタント業務等の委託の経歴があり、かつ成績が優秀であり、又は信用度が高く、かつ受注能力があると認められるものについては、当該等級の1段階上の等級の指名競争入札に参加させることができる。
- 2 物品の売買、賃借及び製造の請負並びに役務の提供等を行う指定業者であって、特に市長が必要と認めるものは、該当等級より上の等級の指名競争入札に参加させることができる。
- 3 市長は、指定業者を該当等級より下の等級の指名競争入札に参加させることができる。

3. 入札の発表について

契約・財産管理課が行う「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に伴う見積り合わせについては、電子入札システム及び入札情報公開システムにより発表します。

なお、電子入札案件の入札発表は、通常、毎週木曜日の14時に行いますので、電子入札システムによりご確認ください。

(※ 都合により変更する場合がありますので、電子入札システムについては随時ご確認ください。)

また、市役所2階の閲覧室において、「入札契約適正化法に基づく公共工事公表事項」について公表いたします。

4. 設計図書の閲覧について

電子入札システムにより、案件毎に定められた所定の期間内にダウンロードしてください。(ファイルデータはPDF形式となります。)

5. 入札について

開札は、通常、毎週木曜日の午前9時から電子入札システムで行います。都合により変更する場合がありますので、電子入札システムによりご確認ください。

入札は、入札期間内に電子入札システムにより入札額の入力等（以下「入札書」という。）により行ってください。

入札回数は、予定価格事前公表のものは1回です。

※ 条件付き一般競争入札の場合は、入札公告に示す日時及び場所において行います。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税を除く）を入札書に記載してください。

なお、見積の場合もこれに準じることとします。

6. 最低制限価格について（指名競争入札）

契約・財産管理課が行う工事の指名競争入札に係る最低制限価格は、設計図書に記載された「直接工事費」の97%、「共通仮設費」の90%、「現場管理費」の90%、「一般管理費等」の68%の合計を「基礎価格」とし、「基礎価格」に「係数」（算定式は $1 + (0.0012 * X + 0.00012 * Y) * Z$ とします。X、Yは入札時に電子入札システムから発生させた0から9までの1桁の整数とします。Zは入札時にシステムから発生させた0から9までの1桁の整数により決定し、決定した値が奇数の場合は1とし、0又は偶数の場合は-1とします。）を乗じて1,000円未満を切り捨てたものを最低制限価格とします。

建設工事に係る建設コンサルタント等の委託業務の指名競争入札に係る最低制限価格は、業務ごとに下記算出方法により算出し、1,000円未満を切り捨てた額とします。

（1）測量業務

直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.5）

※合計額が税抜き設計金額の60%未満の場合、最低制限価格は設計金額の60%に引き上げ、また82%を超えた場合は、82%に引き下げるものとします。

（2）建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）

※合計額が税抜き設計金額の60%未満の場合、最低制限価格は設計金額の60%に引き上げ、また81%を超えた場合は、81%に引き下げるものとします。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋(その他原価×0.9)＋(一般管理費等×0.5)

※合計額が税抜き設計金額の60%未満の場合、最低制限価格は設計金額の60%に引き上げ、また81%を超えた場合は、81%に引き下げるものとします。

(4) 地質調査業務

直接調査費＋(間接調査費×0.9)＋(解析等調査業務費×0.8)＋(諸経費×0.5)

※合計額が税抜き設計金額の2/3未満の場合、最低制限価格は設計金額の2/3に引き上げ、また85%を超えた場合は、85%に引き下げるものとします。

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋(その他原価×0.9)＋(一般管理費等×0.5)

※合計額が税抜き設計金額の60%未満の場合、最低制限価格は設計金額の60%に引き上げ、また81%を超えた場合は、81%に引き下げるものとします。

7. 低入札価格調査について（条件付き一般競争入札）

予定価格が4,000万円以上の建設工事については、最低制限価格を設定せず、低入札価格調査の対象となります。

詳しくは、玉野市ホームページの「条件付き一般競争入札について」のページをご覧ください。

8. 電子入札案件における無効札について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効（失格）とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 玉野市電子入札等実施要綱第4条、第5条、第9条、第12条又は第13条に規定する手続きを経ず電子入札に参加した者がした入札
- (5) 入札受付開始日時から入札受付締め切り日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札
- (9) 入札書の提出から開札までの間にICカードの有効期限が終了した者がした入札

- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札
※ 条件付き一般競争入札における無効札については、入札公告に記載のとおり。

9. 入札結果について

契約・財産管理課が行う「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」に係る一般競争入札、指名競争入札案件については、電子入札システム及び入札情報公開システムにより発表します。

なお、電子入札案件の結果発表は、開札日の14時に行いますので、入札情報公開システムによりご確認ください。

また、市役所2階の閲覧室において、入札結果について公表いたします。

10. 契約保証について

契約金額500万円以上の工事及び工事に関する委託業務を落札された方は、契約締結時に契約金額の10%の契約保証が必要となります。10日以内に契約ができるよう準備してください。

11. 前金払について

契約金額500万円以上かつ履行期間が60日以上で、契約書に前金払「有」と記入されている工事の場合は、契約金額の40%（10万円未満切捨）の前金払が可能になります。希望される場合は、保証事業会社の前払金保証証書を添付して申請してください。

なお、既に前払金を支出した工事については、工期の2分の1を経過し、当該工事の出来高が50%以上等、一定の要件を満たしている場合に保証事業会社の保証を条件に請負金額の20%を追加して支払う中間前金払制度を活用することができます。

12. 主任技術者の希望業種専任制について

本市では、1名の主任技術者が担当できる業種を、希望業種の中の1業種に固定する希望業種専任制を採用しております。

1年間は担当した希望業種の変更はいたしませんので、よく検討して担当する業種を選択してください。

13. 主任技術者の兼任できる工事について

玉野市では、1名の主任技術者が兼任できる請負工事（元請）は、3件までとしています。

〔適用除外となる工事〕

- ・ 請負金額が130万円以下（令和7年7月1日以降に指名通知するものは、200万円以下）の工事
- ・ 完了届を提出し、受理された工事
- ・ 建設業法により「専任の主任技術者」が必要となる工事

合冊入札を行った工事については、それぞれの工事の主任技術者は、同一の者が兼務できます。ただし、それぞれの工事のいずれか又は全ての工事において、専任の監理技術者の配置が必要な場合、同一の者が他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することはできません。

なお、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等については、その期間が設計図書若しくは打ち合わせ記録等の書面により明確となっている場合に限り、専任の主任技術者又は監理技術者の兼務を認めるものとします。

14. 現場代理人の兼務について

本市が発注する契約金額が1,000万円未満の工事においては、市内業者及び準市内業者に限り、1名の現場代理人が3件の工事現場を兼務できることとします。

(玉野市建設工事執行規則第36条第2項及び玉野市工事請負契約約款第10条第2項の「別に定める特別の事情」として取り扱います。)

ただし、次のいずれかに該当するときは認められません。

- (1) 工事の内容、工事現場の条件等に鑑み、工事担当課長が兼務困難と判断したとき。
- (2) 2件の工事の現場作業を同時に行うとき。
- (3) 契約日から遡って1年の間に、本市から指名停止を受けているとき。
- (4) 営業所専任技術者として職務に従事しているとき

上記の他、諸経費調整の対象となる工事については、契約金額及び営業所所在地を問わず、1名の現場代理人が2件以上の工事現場を兼務できることとします。

[適用除外となる工事]

- ・ 請負金額が130万円以下(令和7年7月1日以降に指名通知するものは、200万円以下)の工事
- ・ 完了届を提出し、受理された工事

合冊入札を行った工事については、それぞれの工事の現場代理人は、同一の者が兼務できます。ただし、それぞれの工事のいずれか又は全ての工事において、専任の監理技術者の配置が必要な場合で、専任の監理技術者が当該工事の現場代理人を兼ねるときは、同一の者が他の工事の現場代理人を兼務することはできません。

なお、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等については、その期間が設計図書若しくは打ち合わせ記録等の書面により明確となっている場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとします。

15. 主任技術者及び現場代理人の変更について

主任技術者及び現場代理人の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めません。ただし、病気・死亡・退職などの

特別な理由がある場合は交代を認めます。その他、特別な事情がある場合については、「監理技術者制度運用マニュアル」を準用し判断します。

16. 工事の下請けについて

工事を下請けに出す場合は、下請負届出書（平成27年4月1日以降に請負契約を締結する場合は、施工体制台帳）により全ての下請負人を届け出ていただくことになっています。

また、社会保険未加入業者を下請負人とすることを禁止します。

建設業法第22条により一括下請負は全面禁止となっており、違反した場合は建設業許可行政庁の営業停止処分の対象となりますので注意してください。

17. 工期内検査について

履行遅滞の発生に備えて、可能な限り工期内で検査できるよう工程管理に努めてください。特に年度末は、法律により年度内に検査を終える必要がありますので、注意して工程管理を行ってください。

18. 建設業許可の更新及び技術者の免許更新等について

経営規模評価結果通知書につきましては、更新した場合も提出する必要はありません。（一般財団法人 建設業技術者センターより更新情報を取り込んでいます。）

ただし、最新情報が反映するまでに1か月程度かかりますので、更新手続きが遅れた場合は、提出した書類の写しをご提出ください。

建設業許可の更新や技術者の免許の更新をされた場合は、その都度新しい許可証明書の写しを提出してください。

19. 指名停止について

反社会的行為、暴力的不法行為の他、次のような行為なども指名停止事由に該当します。

- ・ 予定価格事後公表の場合において、入札前に本市職員から予定価格を聞き出そうとする行為
- ・ 業務に関し、脅迫的・暴力的言動により、本市職員を畏怖又は威圧する行為
- ・ 業務に関し、本市職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、本市職員の執務を妨害する行為
- ・ その他不正又は不誠実な行為により、本市に損害を生じさせる行為

20. 異議の申立について

入札をした者は、入札後、このガイドライン、設計図書、仕様書、図面、約款及び実地等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。